

滑川市有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を有料により掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市の資産への広告掲載は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の広報紙、封筒、ポスター、パンフレット等の印刷物

イ 市のホームページ

ウ 市の土地、建物、自動車等の財産

エ その他広告媒体として活用できる資産で市長が個別に定めるもの

(2) 掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第4条 広告媒体に掲載する広告は、市民生活の利便性の向上に寄与するものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 市の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの

(2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの

(3) 政治、宗教に関する主張、勧誘若しくは批判又は個人の売名的宣伝等を内容とするもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条に掲げる各種の営業に関するもの

(5) その他市長が掲載することが適当でないと認めるもの

(広告の規格等)

第5条 広告媒体に掲載する広告の規格、掲載位置、枠数、掲載料等は、広告媒体の種類ごとに市長が別に定める。

(広告掲載の募集)

第6条 広告掲載の募集は、市の広報紙及びホームページに掲載して行う。

(広告掲載の申込み及び決定)

第7条 広告掲載を希望する者(以下「申込者」という。)は、別に定める申込書に掲載しようとする広告の案を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による申込みがあったときは、掲載の可否を決定し、申込者に通知するものとする。

(広告審査会の設置)

第8条 広告の掲載に関し審査するため、広告審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は、次の者をもって組織する。

(1) 副市長

(2) 総務部長

(3) 産業民生部長

(4) 建設部長

(5) 企画政策課長

(6) 総務課長

(7) 財政課長

(8) 商工水産課長

(9) まちづくり課長

3 審査会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長は、副市長をもって充て、会務を総理し、審査会を代表する。

5 副委員長は、総務部長をもって充て、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 審査会の事務局は、総務部企画情報課に置く。

(審査会の会議)

第9条 審査会の会議は、広告掲載に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めるときに、委員長が招集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、その会議を開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員

長の決するところによる。

- 5 委員長は、必要があると認めるときは、広告媒体を所管する課長等関係者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告主(第7条第2項の規定により広告掲載の決定を受けたものをいう。以下同じ。)は、広告掲載料を市長が指定する期日までに一括して納付するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(広告主の責任)

第11条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告原稿の作成及び提出に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、次の各号に該当する場合は、第7条第2項の規定による広告掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 市長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき

(2) その他市長が特に広告掲載に支障があると認めるとき

(損害賠償等)

第13条 納付された広告掲載料は、返還しない。ただし、市の都合により広告掲載ができなくなった場合は、この限りでない。

- 2 市は、次の各号に掲げる事由により生じた損害賠償の責任は一切負わないものとする。

(1) 市の都合により広告掲載ができなくなったこと

(2) 広告掲載により広告主に損害が発生したこと

(3) 広告掲載により広告主が第三者に損害を与えたこと

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年1月1日から施行する。

(滑川市ホームページ広告掲載取扱要綱の廃止)

- 2 滑川市ホームページ広告掲載取扱要綱(平成18年告示第5号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の日前に行われた広告掲載については、なお従前の例による。

(準備行為)

4 第7条の規定による広告掲載の申込み、決定その他広告掲載に関する必要な手続きは、この告示の施行の日前においても行うことができる。